

新潟市民病院職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

新潟市病院事業管理者 片柳 憲雄

新潟市民病院管理規程第11号

新潟市民病院職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

新潟市民病院職員の特殊勤務手当支給規程（平成20年新潟市民病院管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 月額の接触手当を支給する場合において、当該接触手当が複数の支給対象に基づくものとなるときの当該接触手当の支給額は、それぞれの支給対象に基づく額のうち、いずれか高い額とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。